

吹田市公告第 381 号

令和 5 年 6 月 29 日付け吹田市公告第 369 号により公告した佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務（その 2）に係る一般競争入札の実施についての公告の一部を下記のとおり修正します。

令和 5 年 7 月 5 日

吹田市長 後藤 圭二

記

7 最低制限価格 事後公表とする。
平成 16 年 6 月 10 日付け、国官会第 367 号「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の 2 > (2) > イの表中の「補償関係コンサルタント業務」に基づき算定する。

とあるのを、

7 最低制限価格 事後公表とする。
平成 16 年 6 月 10 日（最新改正 令和 4 年 2 月 24 日）付け、国官会第 367 号「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」の 2 > (2) > イの表中の「補償関係コンサルタント業務」に基づき算定する調査基準価格を準用する。

に修正する。